

# 住所変更などの手続きはお済みですか？

～春の引越しシーズンは、市民課窓口が混雑します～

住所を変更したら、14日以内に届出をするよう、法律で定められています。  
例年、転入・転出・転居などの住所変更が多くなる3月中旬から4月上旬にかけては、市民課窓口が大変混み合います。  
混雑が予想される日時や、手続きに必要なものをお知らせします。

## 1. 窓口の開設時間

月曜日～金曜日(祝日除く) 8:30～17:15 ※戸籍届出や転入・転居など、内容によっては手続きに時間がかかりますので、16:30までにお越しください。

## 2. 混雑が予想される日時

- ・ 3月中旬から4月上旬
- ・ 月曜日、金曜日および祝日明け
- ・ 11:00～14:00ごろ ※内容によっては他課での手続きがありますので、時間に余裕をもってお越しください。

## 3. 「本人確認資料」をお持ちください

住所変更や住民票・戸籍謄抄本の交付申請の際には、次の「本人確認資料」で確認を行っています。  
個人情報の不正取得や虚偽の手続きを防ぐためのものですので、ご協力をお願いします。

### 【本人確認資料】

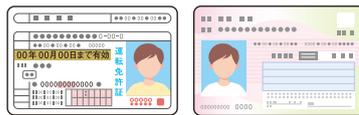
#### ▼顔写真付きの官公署発行の書類を1点

(例) 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、  
在留カードまたは特別永住者証明書など

#### ▼上記の書類がない場合は、次の書類を2点

(例) 資格確認証、健康保険証(※)、介護保険証、年金手帳など

※既に発行されている健康保険証は、有効期間が切れるまでの間(最大で令和7年12月1日まで)  
は本人確認資料として取り扱います。



## 4. 転入・転居の際は「マイナンバーカード」、[在留カード]をお持ちください

カードに転入・転居後の新住所を記載します。住所変更する人全員のカードをお持ちください。  
なお、マイナンバーカードの住所変更には、個別に暗証番号の確認が必要になります。

## 5. マイナポータルで転出の手続きができます

転出の手続きについては、マイナポータルを通じたオンラインでの届出が可能です。

このサービスを利用される方は、引越す前の市区町村窓口への来庁が原則不要です。

詳しくは、右記の  
二次元コードから  
市のホームページを  
ご覧ください。



### おたずね・手続き窓口

出雲市役所本庁	市民課	☎21-2315
平田行政センター	市民サービス課	☎63-5565
佐田行政センター	市民サービス課	☎84-0111
多伎行政センター	市民サービス課	☎86-3111
湖陵行政センター	市民サービス課	☎43-1214
大社行政センター	市民サービス課	☎53-3115
斐川行政センター	市民サービス課	☎73-9100

## マイナンバーカードがあれば コンビニ交付サービスが利用できます

出雲市に住民票がある人は、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機で各種証明書が取得できます。

### 【取得できる証明書】

- ① 住民票の写し(本人および同一世帯員分)
- ② 印鑑登録証明書(本人分)
- ③ 戸籍証明書(謄本/抄本)
- ④ 戸籍の附票の写し(謄本/抄本)

※③と④は本籍・住所ともに出雲市にある方のみ

- ⑤ 所得(課税)証明書(本人の最新年度分)

### 【取得できる主なコンビニエンスストア】

セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン等

### 【利用時間】

6:30～23:00(12/29～1/3およびシステムメンテナンス実施時は利用できません)

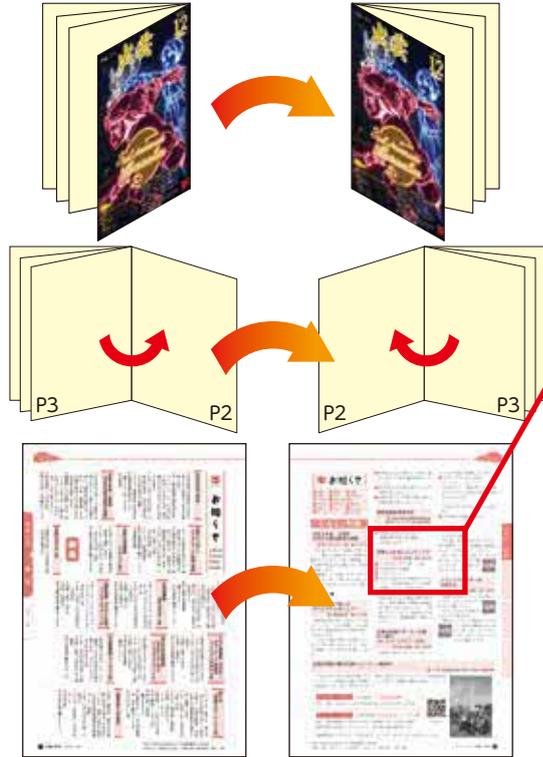
※戸籍証明書・戸籍の附票の写しは8:30～17:15

令和7年3月19日に発行する4月号から

# と 広報いずもが「左綴じ」に変わります

令和7年3月号まで  
「右綴じ」「縦書き」

令和7年4月号から  
「左綴じ」「横書き」

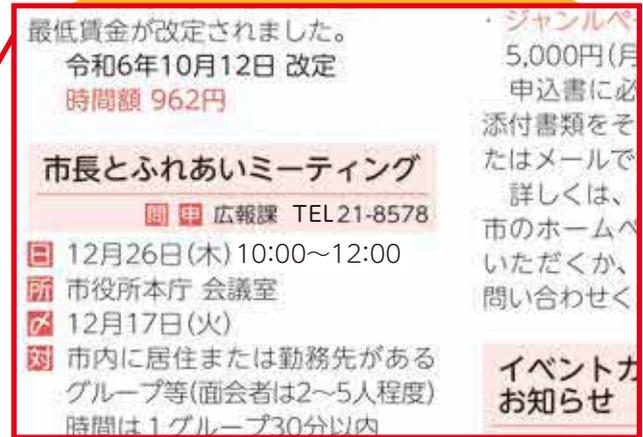


横書きの刊行物の製本は左綴じが一般的ですが、これまで「お知らせ」など一部の記事のデザインが縦書きであったため、広報いずもは右綴じを継続していました。

広報いずも4月号からは横書きのデザインで統一し、綴じ方を左綴じに変更します。

これにより、ホームページのURLやメールアドレスが読みやすくなり、見開き2ページで構成された記事も読みやすくなります。

「横書き」で掲載した際のイメージ(原寸大)



おたずね／広報課 ☎21-8578

# 令和7年3月24日から パスポートが変わります!

旅券法の改正に伴い、令和7年3月24日の申請受理分から、偽造・変造対策を大幅に強化した「2025年旅券」の発給が始まります。



## ● 交付までにかかる日数

現行では、申請者から申請を受理した都道府県旅券事務所等で旅券を作成・交付していますが、2025年旅券は国立印刷局で集中的に作成し、都道府県等に配送のうえ、申請者に交付します。

そのため、申請から交付までにかかる日数\*が従来よりも長くなりますので、海外旅行や出張などを検討されている方は、旅券の申請はお早めをお願いします。

\*土日・祝日を除き10日程度(現行7日)

## ● 手数料の改定

窓口申請とオンライン申請で手数料が異なり、オンライン申請の手数料のほうが安価になります。

有効期間	窓口／オンライン	改定前(令和7年3月23日まで)	改定後(令和7年3月24日から)
10年用旅券	窓口申請	16,000円 (22,000円)	16,300円 (22,300円)
	オンライン申請		15,900円 (21,900円)
5年用旅券	窓口申請	11,000円 (17,000円)	11,300円 (17,300円)
	オンライン申請		10,900円 (16,900円)
12歳未満(5年用旅券)	窓口申請	6,000円 (12,000円)	6,300円 (12,300円)
	オンライン申請		5,900円 (11,900円)
変更(氏名・性別・本籍等)	窓口申請	6,000円 (12,000円)	6,300円 (12,300円)
	オンライン申請		5,900円 (11,900円)

※( )書きは、令和5年3月27日以降に旅券を申請した方で、発行後6か月以内に受領せず失効した場合で、失効後5年以内に新たな旅券を申請するときの手数料

## ● 旅券の仕様変更

偽造・変造対策を大幅に強化し、顔写真ページがプラスチック基材となり、レーザーで印字・印画します。

## ● オンライン申請(電子申請)がより便利に!

オンライン申請のメリットは次のとおりです。

- ・新規申請および切替申請(残存有効期間が1年未満の更新)が可能になります。
- ・窓口への来庁が旅券受取時の1回のみで済みます。
- ・戸籍情報がシステム連携されるため、戸籍謄本を提出する必要がなくなります。

おたずね／市民課 ☎21-2315